

京都市告示第163号

平成20年6月26日京都市告示第174号（電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の種類）の一部を次のように改めます。

令和2年6月12日

京都市長 門川 大作

別表第1第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18	地方税法附則第59条第2項の規定による同項の申請書の提出
----	------------------------------

附 則

この改正は、令和2年6月12日から実施し、令和2年5月1日から適用する。

(行財政局税務部税制課)